

保
安
條
例

内
務
省

規格 B. 5.

保 安 機 例

勅 令

朕憲フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ民臣ノ幸福ヲ保護スル
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ起メ茲ニ左ノ條例ヲ載
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 山縣有朋
司法大臣 伯爵 山田顥義

勅令第六十七號

保 委 條 例

第一條 凡ソ極審ノ結果又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ懲罰銀ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ極審結果又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結果集會ノ極審通緝ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防感分ヲ施スコトヲ傳其感分ニ對シ其命令ニ違犯スル者、罰前項ニ同シ

第二條 繼外集會又ハ群衆ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス審察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ傳其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ懲罰銀ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附加隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

裏會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ一本

刑ニ二等ヲ加フ

第三條　内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スベシ印制者ハ其内ヲ知ラザルノ故ヲ以テ顧墳ノ處分ヲ免ルルコトヲ得ス

第四條　皇居又ハ行在所ヲ廻ル三里以内ノ場ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時限ヲ限リ退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄泊又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

過去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ過去セサル者又ハ過去シタルノ後更ニ繰ラ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ懲禁罰ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ付ス、監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス

第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀フ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリト認ムル場合ニ於テ其ノ一地方ニ限り期限ヲ定メ左ノ各項ノ金額又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス豫メ審察官ノ許可ヲ經サルモノハ總テ之ヲ禁スル事ニ、新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ審察官ノ檢閱ヲ經シテ發行スルヲ禁スル事

三、特異ノ埋蔵ニ因リ官署ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外鍛器類
四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅券ノ制ヲ設クル事

第六條 蘭嶼ノ命令ニ對スル連犯者ハ一月以上二年以下ノ懲禁細
又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス萬刑法又ハ其他特別ノ法
律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷

第七號 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

新編歴史稿 上巻（一五五七頁）

保安條例

二十五日保安條例ヲ執行シ中島信行尾崎行雄島本仲道林有造星

等四百七十餘名ヲ皇居三里外ニ退散ス

是ヨリ先キ高知縣士族片岡健吉宮地茂春等其威ト謀リ境内閣ヲ
傾動セント欲シ首輪樂會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ階顧ヲ以
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封事ヲ拂ヘテ上原シ之ヲ内閣ニ呈シ
且首輪樂會出版ノ自由ヲ得ヘキト地租ノ減セサル町ヲサルトフ
以テ天下ニ號呼ス各地方奔走好名ノ徒蜂起シテ之ニ隨シ先ヲ半
フテ健吉等ノ擧ニ微ヒ陸續相提携シテ既下ニ馬樂シ取ハ元老院

ニ達白シ成ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏ヲ促シ若クハ其非ヲ繕ケテ辭職ヲ勧告シ傍ヲ巻首ニ納聞ニ瀝リニ危激ノ旨論ヲ爲シテ人心ヲ鼓舞シ力メテ上下ノ間附ヲ謀ル又其學ユル所攝懶壯年ノ輩ヲ激囂シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ道ニ要シテ奉行ヲ加ヘ又ハ兇器ヲ鵠ヘ公國ニ屯集シテ威ヲ示シ獨々將軍宮ノ之ヲ制スルアレハ之ニ暴行ヲ加フル等祖母危激一ニシテ足ラス其暴行範疇ニシテ測ル可ラサルモノアリ故ニ戒諭アリ此輩大事ヲ企ル所アリト府下物論惑々人心陶然定ラス時ノ總監三島唯庸決然此輩ヲ處分シ邊下ヲ一掃シ体安エ至ラシメントヲ内閣ニ相論ス此後逃亡一發腰懸ヲ併除シ天職附齊都下肅然タリ是日保安條例ヲ創定

凌辱ス本條例ハ大政ノ過路ヲ開墾シ臣民ノ幸福ヲ保護スル力爲

ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ設定セシモノニシ
チ其大要ハ秘密ノ繪社集會ヲ禁止シ又屋外ノ集會及ヒ群集ハ其
許可ヲ經ルト否トヲ聞ハス警察官之ヲ禁止スヘキヲ認ルトキハ
之ヲ禁スルコトヲ傳父皇居若クハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ
住居シ若クハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ成ハ教唆シ或ハ治
安ヲ妨害スルノ虞アリト認ルトキハ警視總監地方長官ハ内務大
臣ノ認可ヲ經期日若クハ時間ヲ限リテ退去ヲ命シ三年以内同一
ノ距離内ニ出入寄宿若クハ住居スルヲ禁スルコトヲ傳父人心ノ
動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ
妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ令シテ警察官ノ
許可アルニ非レハ渠會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲ヲ經サレハ

規格 B 6.

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルコトヲ禁シ及ヒ官廳ノ許可アル
ニ非レハ統器刀劍火藥等ヲ携帶運搬販賣スルフ禁シ又旅人ノ出
入ヲ検査シ旅券ノ制ヲ設ルコトヲ併セシム而シテ此種例ニ違犯
スル者ハ其罰額重各々奉アリト爲ス勅令第六十七號

二十四年一月十三日參照

保安條例（日本警察史三九〇頁）

三九三頁

人民の自治民權の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月改進黨は總理大隈重信、副總理河野敏謙の賄選によりて一頓挫を來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺乏の爲めに終に解散の已むなきに至つて、一時沈潜の状態となつた。

然るに明治十八年十二月には斯に内閣官制を改け、伊藤博文が初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の懶惰たる條約改正に没頭し、其促進の手段として文化の権威を歐洲に劣らざる様にすることが必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際の自由、同

一マ字等極端なる歐化主義を高揚し、爲政者自ら率先して之を獎勵する世に所謂鷹揚頑時代を現出した。之を觀た國粹主義者の一派は政府の舉措に反感を抱き、政府反對の民間黨は政府反對の感情を煽るの好材料として之を捉へた。

時偶々井上外相の條約改正案なるものは、外人判事を日本の裁判に加ふると云ふことであることが暁れて、之幽憚を致るものなりとの攻撃は猛烈として起り、内はアソナードの反對農圃傍大田谷干城の反対して辭職するあり、政府は終に明治二十年七月外交團に簽約改正中止を通牒し、井上外相は職を辞して畢竟に失敗に歸した。政府の一角既に潰へたと見るや伊勢内閣の壓迫に苦しんだ民間黨は更に勢を擡て、地租輕減、首輪集會の自由、外交の

刷新なる目標の下に政府攻撃へ突進し政黨は尖鋭化したると共に、突如明治二十年十二月二十六日宣諭たる政府に反対する政黨の政
治運動憲法の爲め保安條例の發布となつたのである。

この施行にては、三島事件の當時、岬監縣令で鬼と呼ばれた三島も尋ねせしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し、施行出來ぬから辭職せよ。自ら總監を兼任し、實行の任に當ると叱咤せし爲めに三島も實行を辭つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し、総督總監三島通庸は府下の各警察署員を芝公園瑞生社に集め、名を忘年會に稍り酒食を喫し、醉の勢する頃午前三時急に總動員を行ひ、

--

一大艦省ニハ、兵巡、金ノ他更ニ二小艦ノ兵ヲ減シテ、非常ヲ戒シメ、
皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市懾要ノ地ニハ、悉ク軍用電
線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、
皆ニ、警視廳ノ火災ニ備フルコト岐セ、周到ヲ極メタリ、城郭内ノ如
キハ、巡査、憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ、壁櫓、櫓ヲ接シ、星火四散、燈
光微月ト、竜巣シ、頗ル壯觀ヲ現セリ、「退去日歟」

國體とする法体として、其施行の機端なることに於て明治政府が行
事を行したと稱せらるゝ。保守派は、且後明治三十一年六月廢止
せらるゝに至つた。

保 安 條 例 (日本憲政史三九〇頁)
三九三頁)

人民の自治民權の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月改進黨は總理大隈重信、副總理河野敬蔵の賄選によりて一頃連を來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺乏の爲めに格に弊黨の己むなきに至つて、一時沈滯の状態となつた。

然るに明治十八年十二月には新内閣官制を改け、伊藤博文が初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の懸案たる條約改正に没頭し、其促進の手段として文化の権威を歐洲に劣らざる様にすることが必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際の自由、同

ーマ字等極端なる歐化主義を高揚し、爲政者自ら率先して之を奨励する世に所謂鹿鳴館時代を現出した。之を觀た國粹主義者の一派は政府の舉措に反感を抱き、政府反対の民間黨は政府反対の感情を煽るの好材料として之を捉へた。

時偶々井上外相の條約改正案なるものは、外人判事を日本の裁判に加ふると云ふことであることが暁れて、之國體を破るものなりとの攻撃は猛烈として起り、内はホアソナードの反対農商務大臣谷千城の反対して辭職するあり、政府は終に明治二十年七月外交團に條約改正中止を廻牒し、井上外相は職を解して事終に失敗に終した。政府の一角既に潰へたと見るや伊藤内閣の壓迫に苦しんだ民間黨は更に勢を得て、地租輕減、首輪集會の自由、外交の

刷新なる目標の下に政府攻撃へ突進し政争は尖鋭化したるとき、突如明治二十年十二月二十六日官僚たる政府に反対する政黨の政治運動弾壓の爲め保安條例の發布となつたのである。

この施行については福島事件の當時弾壓縣令で鬼と呼ばれた崎観艦三島通庸の被説なりと尊ら傳せられたが、其の實は流石の三島も疊々せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出來ぬなら解職せよ、自ら艦監を兼任し施行の任に當ると此叱せし爲めに三島も實行を辭つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し崎観艦監三島通庸は府下の各諫諭者員を芝公園植生社に集め、名を忘年會に積り酒食を饗し、醉の邊する頃午前三時急に總動員を行ひ、

一大敵省ニハ連兵巡全ノ備要ニニ小高ノ兵ヲ御シテ非常ヲ戒シメ
皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市備要ノ地ニハ悉ク軍用電
線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、
特ニ海防艦ノ火災ニ備フルコト較モ周到ヲ極メタリ、城郭内ノ烟
キハ巡査憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ連續煙ヲ接シ、星火四散、燈
光微月ト暗昧シ頃ル壯観ヲ堪セリ「退去日歟」
と斯くして二十六日より二十八日至るまでに墨守、略騎行轅等

亂暴極まる法傳として、其施行の極端なることに於て明治政治更を行したと構せらるゝ保守派は、其後明治三十一年六月廢止せらるゝに至つた。

保 安 條 例
（警察回顧錄 目六二頁）

清浦伯
至六五頁）

當時藩閥政府政變の火の手は一層激烈を加へて燃りますし、火中に順る繕縫過激な手段を以て事を圖り籠役の下に集ると云ふやうな、實に兎形勢の險惡危急なるものがあつたのでござります。そこで之に対する方策を樹てるが爲に彼の保安條例なるものが發布せられたのでござります。此條例は長いものでありましたが、其内皇居を去る三里以内の地に居住する者にして内亂を陰謀し又は教唆し若しくは治安を妨害するの虞ありと認むるときは地方長官は—東京は警視總監—主務大臣の認可を得て退去を命じ三年以内同一の地域内に出入住居するを禁ずることを傳る、斯う定められ

たのでござります。當時此保安條例の制定に際しましては、政府
部内に於ても見解矢に付ては賀否の議論が熾る激しかつたのでござ
ります。結局治安を維持する爲には勢ひ已むを得ざる凶機の處
置であると云ふことに一決いたして發布を見るに至つたのでござ
ります。最初には山縣公などは江戸御憚ひの衆と呑つて居られた
山縣内務大臣が拙者に奥へられたる時間は左の通りで山縣大臣
自身にも良策とは思はれぬ様でめつた。但勢ひ已むを得ざるものと
決心せられたのであつた。

一昨日憲略逐廻相映候一事即江戸御憚云々被頃國なる隕觸の前
いかが修正相成候や一兩日中に内決政變草案出来候はゞ被奉越
度貴意に反對の就故空と御取調書布號も町有之映傳共聲獻候聞

無線及衛生促進案々如此

八月一日

清浦 兄

有朋

など、云ふ手紙を送られ、今に持つて居るやうな次第であります。それから條例となつて出る時には、最初過去條例と云ふ名であつた。過去條例と云ふのは如何にも譲りなりと云ふので、井上敏と云ふ人の意見で、治安を維持する爲の法典であるから保安條例と直すが懶かであらうと云ふことで、保安條例と云ふことになつた。其過去を命ぜられたる者は約三百五六十名もあつたかと記述いたして居ります。而して其内容の重なる人々は星亨・休有造・

中島信行・片岡健吉・鳴崎行雄・中江鷹介など、云ふやうな人が重なるものであつたのでござります。

三島謙観總監の男爵而して是實地施行に至りましては、勿論謙観總監たる三島通庸比が其側に當つたのであります。多數混雜の際であつたからして、過去を絶せられた人々の中には贊分間違もあつて、意外なる憎毒を惹起したことであつたのでござります。中には伊藤總理大臣の所へ直々々に抗議に詰めかける者もあつたと云ふやうことで、そこで伊藤總理も非常に驚いて、或る自分の使つて居られる人——此人は今でも隠住して居りますが、其人を以て謙観總監に耳目を博へられた所が、三島謙観は烈火の如くに眞懲して斬る場合に於てかれこれ抗議を申込む者があるから

なことがあります。

と云つて中途で内閣の方針がぐら付くやうでは、自分として審観總監の職務は勤まらぬから醉職すると云ふやうを事で、解表を提出せられたことなどもあつたのでござりますが、之に付ても色々閑話もありますかなれども、她是こゝで倒話することは先づ差控へて置かうと思ひます。當時は全く戒嚴令でも布かれたやうな有様であつたが、政感調でも是は政府が榮の昭和時代の半斯と云ふ人が逐客の會を以て處士を追ひ拂ふた様なものであるとか、或は水鳥の初音を聴いてびつくりして騒いだ平家の公選を學んだものだなど、云ふやうなことで、嘲つたやうなこともあります。併し政府の動向の結果、競業の下の政界は漸く静謐に歸したやうなことです。

保安條例第四條の實施（明治二十年十二月二十八日施行）
保安條例發布につき其筋にては同條例第四條に據り治安を妨害
するの虞ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に
退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れく手分して拘
立に着手せられたり。此日は前號にも記せし如く府下各警察署半
數の巡査は芝公園の発生社の忘年會に參集せしが午後三時頃俄に
捕獲引揚となり踏査するが爲や同日の非番巡査をも呼上に成り此
處に着手せられしなりと云ふ。其中首立たる人々は星亨（三年）
林有道（三年）中島信之（三年）島本伸道（三年）馬崎行雄（三
年）一片岡健吉（二年半）を申渡されしが不服にて目下禁錮（拘
置）山本興盛（高知二年半同上）古地茂春（高知二年半同上）な

（略）

りしが承服に付逃出さる、竹内綱（二年半）、中江鷹介（二年半）、
吉田正春（二年半）、坂崎城（二年半）、廣瀬正獻（二年半）、安藤清
秀（高知二年半）、横山义吉（高知二年半）、山田泰造（二年）、和田
信徳（高知二年）、川島烈之助（次城一年半）の諸氏にて又南波登
媛、柳井勝吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘禁になり、或
は云ふ何れも一年半なるべしと、浦口周太郎氏は引致拘留中のもの
なり。其詮過去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に憲兵三百
百餘人と聞えしが此人々の住宅は皆空室、被處分者一人に付巡査
二名宛、が出来して右過去の旨を申渡され、居宅ある者は一巡
間内寄過者は即刻、其場に承服の間は直録附添て、或は云ふ派出
所送り、新橋上野原停車場若しくは品川勒留板橋千住等へ送り附

け、見届けの上にて職署せられ或は其首立の筋に依りては警察署へ引連れらるゝ間もあり、又此中には放免となりし者もあり中に尤も不服を嘗ひ或は理由を聞かん杯云ふ者をば皆審視廳へ差遣されたるなりと云ふ。而して府下中、京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下宿屋敷も多々に付他の警察署より駆逐の巡査を巡回されたる程なりとか、又吉原に追跡したる時官も數十名あり。同所にて處分を受けたる人々は皆辨候にて五名、其外併て數十名の多きに及びたり、一撮又過去者の中過半は横濱へ引取りたるが、一新宿停車場は終日非常に混雜せり、豫て東京神奈川間に打合せの有りしと見え、午前十一時三十分横濱港の汽車に乗りたる被處分者三十名が列車の口を出るか否や停車場に待設けたる巡査は

押収物て横濱警察署に連れ往きたり。一午後二時十五分着の汽車にても同様なりしと云ふ。其中には山内一正（板垣伯の執事）中西辰猪、片岡恒二郎等の人々あり場に午後二時二十分迄同署内に百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休憩する者もあり、其辻當は中々容易の事に非ず、又同港には足を留めざる部會にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被護分者を乗組する様甚筋より命令ありしと叫く又右に付波戸場邊の護衛もいと嚴重なりとの報あり。

○右につき警視廳は一昨日より職員を折半して半數倍直との事なり一回夜より徹夜一又外勤部詰所へは各警務署より最も壯健なる警部巡査を勝り立て詰合せらる（或は云ふ此等の事件に付本年は

同艦の休暇なしと、又曰く昨日に限り同艦留置場の乗入物を禁ぜられたりしとか一又陸軍省も同夜戦に倍直を増され憲兵隊にても十分に非常を戒められ、東京始審裁判所の檢事局諫審局にても一昨夜來徹夜にて同艦例に關する手續きを収調べらる。況んや警察局に於てをや、終夜絶えず警視廳と往復して其執行を打合せらる。斯く官衙は非常の準備を怠めたれども、市中は至つて平穏にて人々は皆成春の營みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一向聞知せざる者の如くにて街取り其他に市街を奔走するのみなりき（一下略）

保安條例の發布と驕然たる社會一明治二十年十二月二十八日
時事勸報

昨日の時事勸報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日附を以て其翌二十六日全國に發布し、その發布の當日より施行すると於にて此等四種に據れば、皇居又は行在所を原る三里以内の地に住居又は宿泊する者にして内亂を謀議し又は教唆し又は治安を妨害するの虞めりと認むるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を經、明日又は時間を限り過去を論じ三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を兼する事を禁云々とありて、東京府内にては第一番に此訓諭を施行し今尚實行しつゝある眞政中にて、越後常に政治を執り又連年有志總代などと稱し諸縣より集り

来る日星し者は、概ね治安を妨害するの疑あるものと認められ、一昨二十六日復より、續々駆逐りの警察署に引致せられ、即日即刻過去の職務を綴むりしものあり。又或は何日何時までと時限を極められて退去を命ぜられたる者もあり猶ほ未だ署内に拘置せられ居る者もあり。その鹿屋は一方ならず、神田小川町警察署のみにても一昨夜より昨日に掛け二百十餘名、京橋警察署のみにても八十餘名、愛宕警察署にても百十餘名、其地同隣しやら未だ取調べ中やらにて、相当なる人數は分り兼ねたれど、その總數は凡そ一千餘名もあらんとの噂なり。隨て警部巡査の往來機るが如く追込引致せられたる有志者の家元又は旅宿は、豫て分り居たることゆへ巡査は後半黎明の頃なく、直ちにその旅館に向ひ先づ召喚状

を示し、その警備警察署に同道し歸り直ぐその場にて、何日何時
限り過去を命ず云々と首渡せし以上は、一人の退去者は大抵二人
宛の巡査を附けて之を監督せしめ、即日即時の退去を命ぜられた
る者は、その旅館頭に歸りて荷物を片付け行李の盤ふや否や巡査
附添の上、又直ちに退去者の還む地方に向つて警備外まで陸送し到
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人數を送り出す
事ゆえ、停車場その他の街道の騒ぎは容易ならず、道路見る物堵
の如く、日遅日遠して何處かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方
より上京して一時止宿したる者の退去なれども、東京に家もあり
旅館もめりて同じく退去を命ぜられたる人々は、大抵何日何時ま
でと数日間の猶豫を與へ、風端文度を爲さしむれども警便巡査附

添ひて、門戸の出入も最も嚴重なれば親戚の情誼に時を移すこと
能す、過去を舰せられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方
に、命ずる警察署の手配りは日頃に倍し警備嚴重、執れの署にも
門内には數十名の巡査附例に相駆びその署間に従ひては、甲署よ
り乙署に臨時補助を興ふる所もあり、中にも警察本署にては外勤
の警部巡査四十餘名を宿直せしめ、小川町、京橋等の警察署にて
は深夜に至る迄特務巡査を管内の止宿所に出張せしめて當夜の宿
泊人を收調べる所、徹夜の勤務に一昨夜より昨夜午後三時迄には
人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する監督巡査を要するこ
と改、後には手も引き足らず、中所を済して乙所に向ふに時を移

し、昨日夜に入るも向ほ舞妓に腹なかりし容子なり。殊に一度び
過去を絶せられたる上からは一通の書面も、一應巡査の檢閱を經
されば變する事ならぬとの趣にて、檢閲せらるゝ人よりする人の
手數なかへにて、去りとは又暗く手の行届きたる者ないと、僧
父事の起りは一昨二十六日午後一時より、今慶新樂の芝公園演生
社に於て海官の忘年會を開き、三島壽觀總監を始め、各壽樂署長
並に壽樂巡査等一同集會し、酒肴の豊饒殊笑然たるその内にも、
打側ひて壽樂廳内に會議を開き、散會したるは夕方にて、間もなく
各署とも執行の手配を爲し、船上の如き大引致を始めたるもの
なり。

（略）

前項の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下到る所にて巡査附添ひにて壯士を送り出す、其の街道は北に開に各々思ひ／＼なれども、最も多かりしは鐵道に依つて横濱に送られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充満し、一時一隊、渡車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査改送の數之に合ふて、横濱停車場までは同車し、爰に始めて横濱警察署の巡査に引渡したりと云ふ、又府下六大概には駿河警察署の巡査立番して、一々車を離れて専らに同車壮士の姓名を尋問し、大々傳達したる由、又折る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に遵否せし間も數十名あつて、孰れも警視廳第二局に拘引せられたるよし。

（明治二十年十二月二十八日起稿四四）

過去を命ぜられた主なる人々（近代日本史）

星亭（三年）林有造（同上）中島信行（同上）島本伸道（同上）
尾崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江鷹介（
同上）吉田正春（同上）坂崎威（同上）横山又吉（同上）林包明
(二年半)山際七司（同上）畠田脩策（同上）福井學治（同上）京
都人一齋藤自治夫（同上千穂人）草刈親明（同上）宮城人一吉出升
造（同上）福島人一八木原樂社（同上）納渴人一日黒龍興（同上）福島
人一西山志澄（同上）高知人一伊藤圭介（同上）岩手人一恒島幹一（同
上）京都人一加藤貞盈（二年新潟人一莉伯仲衛（同上）福島人一重野
謙二郎（同上）山形人一楠目馬太郎（同上）高知人一山田祭造（同上）
和田治慎（同上）川島烈之助（一年半）山田勇治（一年岩手人一）

山田島吉（一年千葉人）宇野文助（同上茨城人）高野麟三（同上
千葉人）三輪正路（同上福島人）早川憲端（同上長崎人）久米弘
行（同上米津）南波登波（同上廣島人）島本佐一郎（同上高知人）
柳山亮（同上山梨人）今村陽（同上新潟人）八木原長治（同上新
潟人）西潟鶴藏（同上新潟人）前島幸馬（同上高知人）昌都政厚
（同上兵庫人）赤星龍雄（同上熊本人）貞方至親（同上長崎人）
森道介（同上茨城人）前田下學（同上熊本人）澤井壽吉（同上栃
木人）

其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、退去總計五百七十人
の多さを加へ、寄寓者は二十四時間内に退去を請じ、住居者は十
二月三十一日を限り退去を請じ、正月よりの大寒飮を下した。

片岡健吉等保安條例に関する（近代日本史）

片岡健吉、坂本直龍等高知縣有志總代の任を負ひ三大事件の連
自書を携へ同行數十名、上京して芝兼房町の金虎頭に止宿してゐ
たところ、保安條例の搜布に遭ひ稽察に召喚されて退去を命ぜら
れた。然るに片岡等抗辯して曰く「余等をして一國人の資格を以
て上京せるものならしめば、雖て命令を奉承すべしと雖も余等凡
て有識人の總代にして、其鄉里を愛するや誠く同志に約するに、
毫も粗魯醜陋の舉動を爲すことなく順正清潔の方法を以て、諸君
の尊道を貢倣するに盡力すべきを以てせり。然るに今命に依て京
城を遠去せば、是則ち同志の委託に背て内毗を隠謀し、若くは治
安を妨害するの企を爲したる事を自認するなり。併も此の如くな

らば、何の顔色あつてか故郷の同志に對せん、故に今退去を命ぜ
ざるべからざる所以の證憑を傳るにあらずんば、命に應ずる能はず」と、固く退去の命に背きたるを以て、遂に該條例第四條の間
ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直寛、武市安哉、今村瑞
太郎、西山志澄、山本幸彦、澤本浦彌太の七氏は監禁二年六月
監視二年前出岩吉は同二年八月監視二年、黒岩正仔、細川義昌は
同二年監視二年、鴻淵幸馬は同一年六月監視二年に處せらる。是
を聞て懲きに退去の命を擧じ直に債濱に退去せし、該懲代中の二
人安藤清香、黒岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何
ぞ獨り徒踏して郷黨朋友に對するを得んや」として三十日後再び
上京して更めて退去せざる旨を申立てたるに、即刻拘留更に一懲

規格 B. 5.

取調べの上同復讐罪裁判所に於て、各種禁錮三年監視三年の宣告を受くるに至つた。

(明治二十年記載五五)

如前（主に御内閣御議院御議會）の如き、各御議院並御議會の眞旨當

第二章 議院

立憲政黨の成り立つ

保安條例制定廢止經過

一 制 定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラ
レ、同日ヨリ施行セラル

二 廢止經過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之

ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

399

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了

第二帝國議會

衆議院（議員提出）

安東九革（第三帝國議會ニ於テハ野口馨外一名）ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

第四帝國議會

衆議院（議員提出）

保安條例廢止案、委員ヲ各部ニ於テ選舉スルモ審議未了

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可決ス

貴族院（衆議院提出）

特別委員、選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今日、社會情勢、許サザル所トナレ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤ、決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスル
モノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局
同院ニテ否決セラル

第五
第六 帝國議會
第七

衆議院 — 提案者ナク議事ニ上ラズ
貴族院 — 提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院 (議員提出)

徳増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラル、同院ニ於テハ
第二讀會ヲ有略レテ直ニ決議サレ多數ヲ以テ可決サル
貴族院 (衆議院提出)

議長委託ニテ本案ノ特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委
員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル贊否兩論アリタル
モ採決ノ結果結局否決セラレタル旨委員長、報告アリ、
一〇七對大四ヲ以テ第二讀會ハ開クベカラズトナシ、
廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス

第九帝國議會

衆議院（西村真太郎外二名提出）

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナシト認メテ該案ノ確定ヲ大ス。

貴族院（衆議院提出）

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セラレタルノミニテ審議未了

第十帝國議會

衆議院（政府提出
竹内正志外ニ名提出）

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會ニ

於テハ憲法政治ノ今日同法ハ一日モ早ク廢止スベシトナレ、讀會ヲ省略シテ直ニ原案ノ通り可決ス

貴族院（衆議院提出）

未賛付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院～提案者ナク議事ニ上ラズ

第十二帝國議會

衆議院（金山從革提出）

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレントコトヲ望ム旨提案者
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ
確定セリ。

貴族院（衆議院提出）

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベレトナス議員ハ僅ニ一
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云フ意見デアツメガ、委員
長細川謙成ハ一己ノ意見トシテ、近ク同法第四條第五
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハユビトナリ居しル今
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナシトシ主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇大對八九ヲ以テ第三讀會ニ移リ、引
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認メラレ、保安條
例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ